

# 企業年金ノート

目次  
少子化対策について



## 少子化対策について

### 1 はじめに

我が国では、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来する見込みです。人口減少社会は単純な人口規模の縮小ではなく、高齢者数の増加と生産年齢人口の減少という「人口構造の変化」を伴うものであり、年金制度を含む社会保障制度はもちろん、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

また、若者や女性、高齢者の労働市場参加が進んでいないため、現状のままでは、労働力人口が総人口の減少を上回る速度で減少する見込みです。

このため、政府は、様々な少子化対策を策定・推進してきました。

今月号では、そのような少子化対策の最近の動向について、その概要をご紹介します。

### 2 新しい少子化対策について

政府は、平成6年12月に「エンゼルプラン」、平成11年12月に「新エンゼルプラン」に基づき、少子化対策を推進してきた。平成15年には、少子化社会対策基本法、次世代

育成支援対策推進法が制定され、平成17年度からは、「少子化社会対策大綱」とその具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化対策が推進されてきた。

しかしながら、このような対策では、少子化の流れを変えることはできなかったため、平成18年6月に「新しい少子化対策について」を策定し、公表した。

そこでは、以下のような施策を推進することとしている。

#### (1) 子育て支援策

Ⅰ 新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

出産費用の負担軽減（①から③の施策）を図り、安心して出産できる環境整備を推進するとともに、子どもが乳幼児期にある子育て家庭を支援する。

- ① 出産育児一時金の支払い手続きの改善
- ② 妊娠中の健診費用の負担軽減
- ③ 不妊治療の公的助成の拡大
- ④ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
- ⑤ 産科医等の確保等産科医療システムの充実
- ⑥ 児童手当制度における乳幼児加算の創設

⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

### Ⅱ 未就学期（小学校入学前まで）

子育ての喜びを感じながら育児ができるように子育て家庭への支援と地域の子育てサービスの充実を図る。

- ①全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
- ②待機児童ゼロ作戦の更なる推進
- ③病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
- ④小児医療システムの充実
- ⑤行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
- ⑥育児休業や短時間勤務の充実・普及
- ⑦事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
- ⑧子どもの事故防止策の推進
- ⑨就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

### Ⅲ 小学生期

放課後時間を有意義に過ごすことができるとともに、登下校時等の安全を確保する。

- ①全小学校区における「放課後子どもプラン」（仮称）の推進
- ②スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

### Ⅳ 中学生・高校生・大学生期

教育費負担の軽減を図るとともに、学生のベビーシッターを養成する。

- ①奨学金の充実等
- ②学生ベビーシッター等の推奨

### (2) 働き方の改革

若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等「再チャレンジが可能な仕組みの構築」を推進するとともに、企業の子育て支援の推進や長時間労働の是正等、従来の働き方を改革する。

- ①若者の就労支援
- ②パートタイム労働者の均衡処遇の推進
- ③女性の継続就労・再就職支援
- ④企業の子育て支援の取組の推進
- ⑤長時間労働の是正等の働き方の見直し
- ⑥働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

### (3) その他重要な施策

- ①子育てを支援する税制等を検討
- ②里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
- ③地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
- ④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
- ⑤母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
- ⑥食育の推進
- ⑦家族用住宅、三世帯同居・近居の支援
- ⑧結婚相談業等に関する認証制度の創設

## 3 「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」と「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」

政府は、平成19年12月に、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」を決定した。ここでは、少子化対策の課題の中でも労働力人口の減少への対応が必須との観点から戦略をとり

まとめている。

今日なお、妊娠・出産を機にそれまで就労していた女性の7割が離職することにみられるように、とりわけ女性にとっては、就労と出産・子育ては二者択一の状況となっており、この状況を抜本的に変えない限り、労働力人口の減少を緩和することは不可能である。

女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にするためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に取り組んでいくことが必要不可欠である。

特に「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の観点からは、

・次世代育成支援に関連する給付・サービス、とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付を体系的かつ普遍的に提供する必要がある。

・次世代育成支援の社会的コストは、これを単に社会的コストの増加としてとらえるのではなく、このコストを負担することにより、仕事と出産・子育ての両立が可能になることによる女性の労働市場参加の実現や、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を通じた将来の労働力人口の減少の緩和により大きなベネフィットが生まれるものであり、「未来への投資」と認識すべきものである。

・必要な費用についてはこれを次世代の負担とすることなく、給付の性格や施策間の整合、

連携を考慮しつつ、国、地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える。

以上の「重点戦略」をうけ、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会において、今後の具体的な制度体系設計の検討のための基本的な考え方をとりまとめたものが、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」である。

「基本的考え方」においては、新たな制度体系が目指すものとして、「すべての子どもの健全な育ちの支援」を基本におくとともに、「国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会」としていくこと、また、「未来への投資」として将来の我が国の担い手の育成の基礎を築いていくことを確認した。

また、新たな制度体系に求められる要素として、「包括性・体系性」（様々な考え方に基づいて実施されている各種の次世代育成支援策の包括化・体系化）とともに、「普遍性」（誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できること）、「連続性」（切れ目ない支援が行われること）を備えるべきものと確認した。

さらに、我が国の次世代育成支援に対する財政投入量は、欧州諸国と比較して際だって低水準であることも踏まえれば、今後、一定規模の効果的財政投入が必要であり、そのための負担は、税制改革の動向を踏まえつつ、社会全体（国、地方公共団体、事業主、個人）で重層的に支え合う仕組みが求められることを確認した。

### 4 「社会保障国民会議・最終報告」と「持続可能な社会保障構築とその安定財源に向けた中期プログラム」

政府の社会保障国民会議最終報告（平成20年11月）においては、新たな制度体系の構築に向け、潜在的な保育サービス等の需要に対し、速やかにサービス提供されるシステムとすることや、子どもや親の視点に立った仕組みとすること等に対する期待が寄せられている。また、少子化対策は、社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財政投入を行うことが必要であり、「未来への投資」として、国・地方・事業者・国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要等とされた。

さらに、その後、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成20年12月24日閣議決定）において、税制抜本改革により安定財源を確保すべき施策の中に、少子化対策が位置付けられた。また、同プログラムにおいては、改革の諸課題を記載した「社会保障の機能強化の工程表」の中に、少子化対策に関する新たな制度体系の設計の検討が位置づけられた。

### 5 「社会保障審議会少子化対策特別部会・第一次報告」

厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会は平成21年2月24日に「社会保障審議会少子化対策特別部会・第一次報告」を公表した。

当部会は、これまでの各方面からの指摘も踏まえ、どのような仕組みにしたら保育サービスの抜本的拡充が実現できるかという観点から、具体的な制度設計について検討した結果をとりまとめた。その内容は、

- (1) これからの保育制度のあり方について
  - ・これまでの保育制度が果たしてきた役割
  - ・新たな保育サービスの提供の仕組みの検討に際しての前提
  - ・保育をとりまく近年の社会環境の変化（保育制度の検討が必要となっている背景）
  - ・現行の保育制度の課題
  - ・今後の保育制度の姿
- (2) 放課後児童クラブについて
  - ・現行制度の課題
  - ・新たな制度体系における方向性
- (3) すべての子育て家庭に対する支援について
  - ・現行制度の課題
  - ・新たな制度体系における方向性
- (4) 情報公表・評価の仕組みについて
  - ・情報公表について
  - ・評価の仕組みについて
- (5) 財源・費用負担について
- (6) その他

少子化対策特別部会では「第一次報告」以降も議論が続いており、その中では「現状の主な次世代育成支援策に関する費用負担と考え方」といった費用に関する資料も作成されている。[表1、2参照]

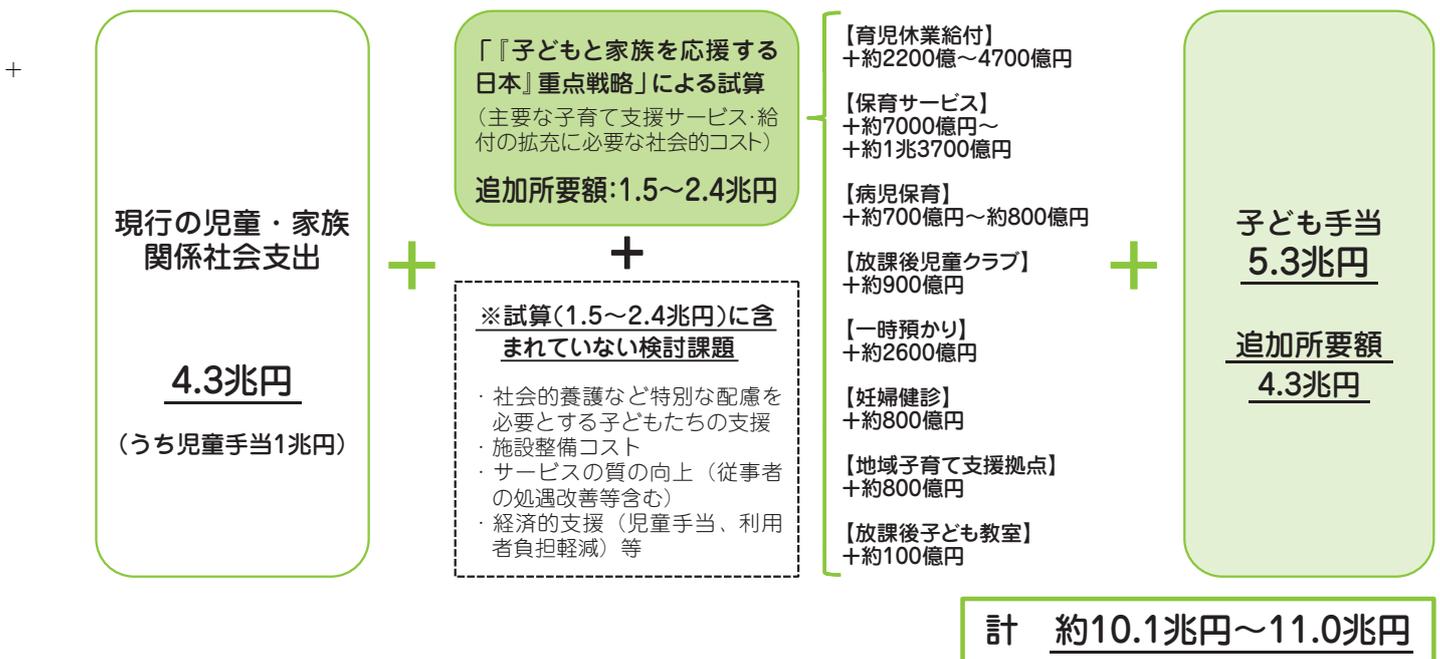
〔表1〕現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方（平成19年度予算ベース）

制度区分・給付サービス名・給付額	費用負担
育児休業給付 1,800億円	【国1/8、保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)
保育所 9,900億円 (含病児・病後児)	公立【市10/10】 私立【国1/2、県1/4、市1/4】
児童手当 1兆500億円	被用者(3歳未満) 被用者(3歳以上) 【国・県・市各1/10、事業主7/10】 【国・県・市各1/3】 公務員 非被用者(自営等) 【所属庁10/10】 【市・国・県各1/3】
児童育成事業 (放課後児童クラブ・一時預かり・地域子育て支援拠点等) 600億円	【事業主1/3、県1/3、市1/3】
次世代育成支援対策交付金 (延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等) 700億円	【国1/2、市1/2】
児童入所施設など(児童養護施設、児童自立支援施設、里親など) 1,500億円	【国1/2、県1/2】

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と表記



〔表2〕



資料:「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略による試算に新政権の子ども手当を加え、雇用均等・児童家庭局で仮に計算して作成。

### 6 民主党「マニフェスト」

「子育ての心配をなくし、みんなに教育のチャンスをつくります」として以下の政策を掲げている。

- 出産時に55万円の一時金を支給
- 「子ども手当」は、子ども1人当たり年31万2000円（月額2万6000円）を中学卒業まで支給
- 公立高校生の授業料を無償化し、私立高校生には年12～24万円を助成
- 大学生、専門学校生の希望者全員が受けられる奨学金制度を創設
- 生活保護の母子加算を復活し、父子家庭にも児童扶養手当を支給
- 空き教室などの活用で保育所を増やし、待機児童解消を目指す

### 7 おわりに

このように、少子化対策はこれまでも検討され、その内容も、理念的なものから具体的な実行策まで幅広い内容にわたっています。

それにもかかわらず、実際の実行が必ずしも十分ではなく、その結果十分な効果が得られていない最大の要因は、財政面での裏付けが薄弱であるためと考えられます。このため、必要な財源の確保が当面政府が取り組むべき最大の課題と考えられます。

とはいえ、社会保障審議会少子化対策特別部会の費用に関する資料にもあるように、次世代育成分野だけでも、政策の実行に必要な追加費用は莫大なものです。

一方、経済的支援としてより有効なのは、仕事と育児の両立支援のような現物給付を体系的に提供することであるとも言われており、財源に限度がある中、政策面での優先順位のつけかたには、より慎重な対応が望まれます。

企業年金ノート No.501  
平成22年1月 リソナ銀行発行

年金信託部  
〒100-8112 東京都千代田区大手町1-1-2 TEL.03(5223)1992  
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL.06(6268)1866

リソナ銀行はインターネットにホームページを開設しております。  
【<http://www.resona-gr.co.jp/>】

リソナ銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「リソナ企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。